

平成 29 年 10 月 25 日

各 位

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 在昱
(コード番号：7834)
問合せ先 常務執行役員 玄 周容
(TEL：03-3526-9970)

訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 3 日付「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」で公表しましたとおり、株式会社MAGねっとホールディングス（以下、「原告」といいます。）を被控訴人として、当社の貸付債権を求める求償金請求訴訟（控訴審）を東京高等裁判所に提起しておりましたが、本日、同裁判所より、第 1 審の原告の請求を棄却し、当社の主張を全面的に認める当社勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所 平成 29 年 10 月 25 日

2. 判決の内容

(1) 本件控訴について

- ① 原判決を取り消す
- ② 第 1 審原告の第 1 審被告に対する請求を棄却する。

(2) 参加人の請求について

- ① 第 1 審被告は、参加人に対し、2388 万円及びこれに対する平成 21 年 4 月 27 日から支払済みまで年 6 %の割合による金員を支払え。
- ② 参加人のその余の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用（当審における参加によって生じた費用を含む。）は、参加人と第 1 審被告との間においては、参加人に生じた費用の 2 分の 1 を参加人の負担とし、その余は各自の負担とし、第 1 審原告と第 1 審被告との間においては、全部第 1 審原告の負担とする。

(4) この判決の (2) の①は仮に執行することができる。

3. 訴訟の経緯

原告は、平成 26 年 10 月 10 日、当社に対し、物上保証人の求償権に基づく金員の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

一方、当社は、原告が当社の親会社であった当時の平成 21 年 2 月 6 日、原告の要請に基づき原告の指定する受取人に対し資金の送金を行いました。当社ではこの資金送金について、原告に対する貸付債権と判断し、当該貸付債権と当社が負担する求償債務は相殺が可能であるとして争っておりました。

しかし、平成29年1月25日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社の請求が棄却されたため、当社は当該判決を不服として、平成29年2月3日に東京高等裁判所に控訴の提起をいたしました。

なお、原告は第1審判決後、当社に対する求償債務の一部を関係会社に債権譲渡し、それを承継した株式会社ユニコーンが訴訟承継人として本控訴審に参加いたしております。

4. 今後の見通し

本判決は、当社の主張が全面的に認められる内容であり、極めて妥当なものと判断しておりますので、判決内容はそのまま受け入れる予定であります。

なお、当社は本訴訟に備え、貸倒引当金を計上しておりますが、本判決による当社業績への影響について現在調査中であり、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上